

## 議案第 1 1 3 号

調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

### 提案理由

基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の限度額を改めるとともに，特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例について定めるため，提案するものであります。

調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

調布市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和 33 年調布市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「52 万円」を「54 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「17 万円」を「19 万円」に改める。

第 10 条各号列記以外の部分中「52 万円」を「54 万円」に、「17 万円」を「19 万円」に改める。

附則中第 16 項を第 18 項とし、第 15 項を第 17 項とし、第 14 項を第 16 項とし、第 13 項の次に次の 2 項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 4 条の 2、第 5 条及び第 10 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項（同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第 10 条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額（」と

あるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第１０条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- １５ 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項に規定する特例適用配当等、同法第１２条第６項に規定する特例適用配当等又は同法第１６条第３項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第３条、第４条の２、第５条及び第１０条の規定の適用については、第３条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和３７年法律第１４４号）第８条第４項（同法第１２条第６項及び第１６条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第１０条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第３１４条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第１０条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

## 附 則

（施行期日）

- １ この条例は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、附則の改正規定は、平成２９年１月１日から施行する。

（適用区分）

- ２ この条例による改正後の調布市国民健康保険税賦課徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第２条及び第１０条の規定は、平成２９年度以後

の年度分の国民健康保険税について適用し，平成２８年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。

- 3 改正後の条例附則第１４項及び第１５項の規定は，平成２９年１月１日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和３７年法律第１４４号）第８条第２項に規定する特例適用利子等，同法第１２条第５項に規定する特例適用利子等若しくは同法第１６条第２項に規定する特例適用利子等又は同法第８条第４項に規定する特例適用配当等，同法第１２条第６項に規定する特例適用配当等若しくは同法第１６条第３項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。